

魚津市告示第189号

魚津市電子地域通貨事業実施要綱を次のように定める。

令和3年7月7日

魚津市長 村椿 晃

魚津市電子地域通貨事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新しい生活様式」に対応するため、市内におけるキャッシュレス決済の定着を促進するとともに、消費の落ち込んだ市内経済の活性化を図るために魚津市（以下「市」という。）が実施する電子地域通貨事業（以下「キャッシュレス事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(発行者)

第2条 電子地域通貨の発行及び管理は、市が行う。

(電子地域通貨の名称)

第3条 電子地域通貨の名称は、MiraPay（ミラペイ）とする。

2 電子地域通貨の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) チャージコイン 市が発行する電子コインをいう。

(2) 行政コイン 特定の事業等への参加者等に対し市が付与する電子コインをいう。

3 電子地域通貨の発行単位は、「コイン」とし、その価値は1コイン1円とする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 取扱店 キャッシュレス事業において電子地域通貨での決済に対応する店舗等をいう。

(2) 販売店 取扱店のうち、市が別に認定するチャージコインを販売する店舗等をいう。

(3) 特定取引 市内において電子地域通貨が対価の弁済手段として使用される物品の購入、借受け又は役務の提供をいう。

(発行額)

第5条 同一会計年度内における行政コインの発行額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(電子地域通貨の有効期限)

第6条 電子地域通貨の有効期限は、無期限とする。

(電子地域通貨の使用範囲)

第7条 電子地域通貨は、その所有者と取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、次に該当するものは対象外とする。

(1) 出資や債務の支払い

(2) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券等)、旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い

(5) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業のうち、同条第4項に規定する営業を除くものに係る支払い

(6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(7) 各取扱店が使用を不可としたもの

(8) その他取扱いが不相当と市が認めるもの

(取扱店の登録等)

第8条 取扱店として登録できる店舗等は、市が別に定める規約に同意した事業者が市内に有する店舗等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が営む店舗等は、取扱店の対象から除外する。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営む者。ただし、同条第4項に規定する営業を営むものは、この限りでない。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関係する者

(3) 業務の内容が、公序良俗に反する事業を行う者

(4) その他市長が不相当と認める者

3 第1項に規定する事業者が取扱店として登録しようとする場合は、取扱店登録申込書により申込みをしなければならない。

(取扱店及び販売店の遵守事項)

第9条 取扱店及び販売店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

ない。

- (1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染拡大予防策を講じること。
- (2) 取扱店及び販売店のポスター等を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- (3) 特定取引において、電子地域通貨の利用を拒まないこと。
- (4) キャッシュレス事業に関し、市が実施する調査に協力すること。
- (5) その他この要綱の趣旨に反する行為をしないこと。

(取扱店登録の取消し)

第10条 市長は、取扱店において、第8条第3項の規定により登録した内容に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反すると認めた場合は、取扱店の登録を取り消すものとする。

(電子地域通貨の換金手続き)

第11条 市は、特定取引において利用された電子地域通貨の額面を取扱店が指定する口座に振り込む方法により、換金手続きを行う。

(チャージコインの販売手続き)

第12条 販売店は、チャージコインの販売額を市が指定する期日までに、市が指定する口座に振り込まなければならない。

2 前項の支払に係る手数料は、原則市が負担するものとする。

(電子地域通貨の払戻し)

第13条 電子地域通貨の払戻しは、一切行わないものとする。

(事業の委託)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。